

『罹災証明書・被災証明書』について

罹災証明書：住家の被害程度を証明するもの

(車両・門扉・カーポートなどの家財の被害は対象外)

～証明の例～

- ・全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）
- ・床上浸水・床下浸水

～証明書発行期日～

災害発生時の翌日から起算して3カ月以内

被災証明書：住家に限らず被災した事実を証明するもの

- ・住家、車両、家財、門扉、カーポート、その他の備品等の破損
- ・工場、店舗等に陳列された商品等の被害
- ・下水道管、水道管の破裂、漏水、断水等による被害

使用用途

罹災証明書

- ・ 災害救助法に係る申請
- ・ 災害見舞金の申請
- ・ 税の減免申請
- ・ 火災保険等の申請 等

(※保険会社によっては罹災証明でなくても良い場合があるため、事前に申請先に確認して貰って下さい)

被災証明書

- ・ 災害弔慰金の申請
- ・ 処理費等の減免
- ・ 火災保険等の申請 等

■ 罹災証明の申請の流れ

申請者：世帯主

申請の流れ

- ・ 発行まで日数が必要です
被災者から市に申請 ⇒ 認定士による被害状況の調査
⇒ 判定 ⇒ 罹災証明書の交付

※被害の程度が明らかに準半壊に至らない（10%未満）とき、または被害の程度の証明を希望しないときは、実施調査を省略し、申請者が提出した写真等により、簡易的に罹災内容を証明することも可能です。

- ・ 必要書類
 - ・ 罹災状況を確認することができる写真
 - ・ 罹災場所を確認することができる地図
 - ・ 本人確認ができる書類の写し
 - ・ 修繕の見積書又は請求書

災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	全 壊 ※1	大規模半壊 ※2	中規模半壊 ※3	半 壊 ※4	準 半 壊 ※5	準半壊に 至らない (一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な 構成要素の経済 的被害の住家全 体に占める損害 割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※1 全 壊：「被害の被害認定基準について」（平成13年）による。

※2 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（平成16年）による。

※3 中規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（令和2年）による。

※4 半 壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。（ただし、大規模半壊、中規模半壊を除く）

※5 準 半 壊：「災害救助事務取扱要領」（令和2年）による。

■ 被災証明の申請の流れ

申請者：世帯主、又は所有者

申請の流れ（発行まで短期間）

- ・ 通常方式

申請 ⇒ 審査 ⇒ 結果通知

- ・ 必要書類

- ・ 被災状況を確認することができる写真
- ・ 被災場所を確認することができる地図
- ・ 本人確認ができる書類の写し
- ・ 修繕の見積書、または請求書

注意事項

- ・ 火災の場合は那賀消防組合に問い合わせてください。
- ・ 民事上の権利義務関係に効力を有する物ではありません。
- ・ 落雷・停電に関する証明書は市では交付できません。
- ・ 損害額を証明するものではありません。